

ジェンダー平等を実現する法制度の改正等を求める意見書（案）

3月8日の国際女性デーに合わせ、各都道府県の男女平等の度合いを「政治、行政、教育、経済」の4分野で分析した「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」の試算が公表された。「地域からジェンダー平等研究会」（監修：三浦まり上智大法学部教授）が、内閣府などの統計をもとに処理分析したものである。

経済活動や政治への参画、教育水準や平均寿命などの指標のほか、県行政における管理職や審議会委員に占める女性の割合、教育では女性校長、経済では女性社長の割合などが反映され、本県は教育が11位、政治が17位、行政が32位、経済が44位である。

各分野での男女格差の課題を認識し、地域から日本のジェンダー平等を推進するとともに、男女で性別を分けることに抵抗がある人も含めて課題や差別が解消され、誰もが生きやすい社会の実現が求められる。

国会においては、議員立法により女性やジェンダーに関する法律が提案され、母体保護法（1996年）、児童買春・ポルノ禁止法（1999年）、ドメスティックバイオレンス防止法（2001年）、性同一性障害特例法（2003年）、リベンジポルノ防止法（2014年）等が成立し、開会中の第208回国会に「困難女性支援法案（仮称）」が提出される見通しである。しかし、こうした法成立や法改正が進む一方で、選択的夫婦別姓を認めない民法がいまだ改正されないなど、現在の社会情勢や実態とかけ離れた法制度が依然として残されている。

よって、国に対し、国連の「女性差別撤廃条約選択議定書」を速やかに批准するとともに、あらゆる分野において男女平等を実現する法制度の改正など実効性を高める取り組みをいっそう推進することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

（提出先）

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
経済産業大臣
厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長
参議院議長